

正誤・改正	コース	CFP基本講義 25年11月目標	科目	相続・事業承継設計 25B・26A
-------	-----	---------------------	----	-------------------

2025年8月22日現在

以下のとおり、誤りがございました。ここにお詫びとともに訂正させていただきます。

## 【テキスト】

頁・行	誤
P14	(6) 相続人が不存在の場合には、相続財産は相続財産法人となり、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求によって、 <b>相続財産管理人</b> を選任しなければならない。
	正
	(6) 相続人が不存在の場合には、相続財産は相続財産法人となり、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求によって、 <b>相続財産清算人</b> を選任しなければならない。

正誤・改正の最新情報はマイページ掲載いたします。  
(TAC WEB SCHOOL よりマイページ登録をお願いいたします。)